

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年3月30日（金） 17：33～17：41（8分）

(開催場所)

旭川開発建設部2階 第1共用会議室

(出席者)

当局側（旭川開発建設部）

上野 稔和（総務課長）、柏倉 歩（総務課長補佐）

職員団体側（全北海道開発局労働組合婦人部旭川支部）

村上 智恵子（代表者）、猪狩 光恵（連絡員）、石田 彰子（連絡員）

(議題)

1 当部職員の宿舎・独身寮への入居について

2 当部における産前・産後休暇及び休職中の職員の健康診断について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた2点について、次のとおり回答

- 平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。
- 当部では、産前・産後休暇や休職中などの職員に対しても、一般定期健康診断、総合的な健康診査、臨時の健康診断の乳ガン・子宮ガン検査などの実施について、周知を行っているところである。

今後とも、適時、適切に周知を行い、職員の健康管理に努めていく考えである。

(交渉概要)

<議題1：当部職員の宿舎・独身寮の入居について>

（職員団体） 職員団体としても、今回の改正の内容は確認しているが、当局としても、できる限り希望者を宿舎に入居させるよう努力してもらいたい。

（当局） 平成23年12月に改正された「国家公務員宿舎の削減計画」を受け、平成24年2月9日付けで財務省理財局長通達が改正され、宿舎の貸与については、削減計画において宿舎の入居が認められる職員の「類型」に該当することが必要であり、今後、結婚等の福利厚生目的のものについては、貸与できないとされたところである。

当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限

り入居させるよう努めていく考えである。

<議題2：当部における産前・産後休暇及び休職中の職員の健康診断について>

(職員団体) 健康診断を担当する職員が変わっても、休職中などの職員への対応に不備がないよう指導してもらいたい。

(当 局) 総合的な健康診査及び臨時の健康診断の乳ガン・子宮ガン検査並びにC型肝炎ウィルス検査については、当該職員に対して、直接総務課が周知を行っているところである。

今後とも、産前・産後休暇や休職中の職員に対して、適切に周知を行っていきたいと考えている。

文責は旭川開発建設部当局（今後修正があり得る）